

## 看護学基礎教育における発達障害を有する学生への 支援の在り方と取り組み

### The Approach and Initiatives for Supporting Students with Developmental Disorders in Nursing Education

香川 由美子<sup>1)</sup> ・ 蔡 小瑛<sup>1)</sup> ・ 澤田 敏子<sup>1)</sup> ・ 福田 正道<sup>1)</sup>

KAGAWA Yumiko ・ Tsai, Hsiao Ying ・ SAWADA Toshiko ・ FUKUDA Masamichi

#### 要旨

大人の発達障害者数は増えている中で、看護基礎教育の中ではどのような支援を行い、取り組むのかを本論考で検討した。結果、①教員の認識と支援体制、②臨地実習における患者の安全性の担保、③看護教育に含むべき学生の自律スキルとソーシャルスキル、④就職支援への配慮と課題に集約して方向性について示唆を得た。発達障害を有していても大学として看護職を目指す自由と、機会の平等性を保証すること、そしてより柔軟な発想で関連施設との連携を進め、学生の精神状況やQOLへの影響を少なくすることが看護学教員の役割と考える。

キーワード： 発達障害 看護学教育 配慮

1) 梅花女子大学看護保健学部看護学科

#### I. はじめに

近年、大人の発達障害を有する大学生の対応を迫られることが多く、発達障害の実数の増加が指摘されている。日本学生支援機構はこの流れを受けて2017年より毎年実態調査に取り組んでいる。2022年度の発達障害学生数は10,288名であり、調査開始より増加傾向にある。全体の障害学生の20%を占め、精神障害、病弱・虚弱について3番目となっている(日本学生支援機構, 2022)。このうち大学での発達障害者数は8,811名となっている。その背景には、診断指標が明確になったことや障害の社会的認知が進んだことがあげられる。また社会全体も多様性として様々な人の在り方や生き方について寛容で平等な社会を実現しようとしている。

しかしそのような社会全体の動きの中で、看護職者を育成する学科では、多様性を認める必要性は理解しながらも、医療における看護職者の育成の質保証や、社会から医療の期待に応えるべき人材育成を進める必要があり、内的葛藤を抱えているといえる。

そのような背景を持ちながら、どのように看護基礎教育で発達障害学生を支援すべきか、第1段階での取り組みを報告しつつ、今後の方向性を論じる。

なお、本論文は学科内での取り組みを取り扱っているため、個人が特定できないよう取り組み内容はあくまで要約や概要としてまとめて掲載した。

#### II. 発達障害と配慮についての概説

#### 1. 発達障害の定義と背景

発達障害について厚生労働省は「脳の機能的な問題が関係して生じる疾患であり、日常生活、社会生活、学業、職業上における機能障害が発達期にみられる状態」と定義している。最新のDSM-5(精神疾患の診断・統計マニュアル 第5版)では、「神経発達障害/神経発達症とも表記される」と説明している。DSM-5では発達障害を7つに分類し知的障害(知的能力障害)、コミュニケーション障害、自閉スペクトラム症(ASD)、ADHD(注意欠如・多動症)、学習障害(限局性学習症、LD)、発達性協調運動障害、チック症を含む総合的な概念として扱っている。これまで発達障害と広く認知されるまでは、変わった人、空気が読めない人、しつげがなっていない人、生活環境の影響と言われることも多くあったが、基本的には脳の機能障害であり、「発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うとともに、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要である」と発達障害者支援法(2016)に謳われている。そして同法での教育は「適切な教育的支援を行うこと、個別の教育支援計画の作成(教育に関する業務を行う関係機関と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携の下に行う個別の長期的な支援に関する計画の作成をいう)及び個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進その他の支援体制の整備を行うこと、その他必要な措置を講じるものとする」と定めている。そして「大学及び高等専門学校は、個々の発達障害者の特性に応じ適切な教育上の配慮をするものとする(発

達障害者支援法, 2016)」と述べられている。このような法律の中で教育上の配慮が明文化された。

また同時期に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」とする）では、障害を持つ人々の差別を最小限、平等な権利を保障することを目的としている。これは 2007 年に国際連盟の「障害者の権利に関する条約」に署名し、現在では 164 地域が締約をしている国際的な流れの中で、推進している法律である。

## 2. 一般的な合理的配慮についての考え方

2013 年 6 月、「障害者差別解消法」が制定され、2016 年 4 月 1 日から施行された。その中で不当な差別の禁止と合理的配慮に言及している。この法律の「合理的配慮の提供」とは、国・都道府県・市町村などの役所や、会社や店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要とするとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めている。つまり合理的配慮は努力義務の範囲で行うことを奨励している。しかし 2024 年度より障害者差別解消法の改定により、合理的配慮の提供が義務化されることとなる。ここで強調されているのは、事業者と当事者の十分な話し合いであり、共に対策案を検討することが重要とする点にある。特に個々の場面ごとに柔軟に対応を検討することが求められている。

つまり看護学教育においても、同様な考え方で進めていく必要がある。

## 3. 看護学教育における発達障害学生支援の問題

看護学教育における発達障害学生の支援を考えるには 3 つの視点が不可欠である。1) 教員側の問題、2) 学生側の問題、3) 就労の問題である。

### 1) 教員（支援者）側の問題

看護基礎教育を修了（予定）することで、看護職の国家試験受験資格は与えられるため、基礎教育課程を経ることは、ほぼ看護職者になることを意味する。特に本学では、臨床（現場）で実践できる看護職者の育成を目指している。学科方針から考えた場合、「臨床で（現場）で実践できる」ことを想定しての教育であるため、発達障害学生にとって学修の到達目標は高い。

発達障害の特性が看護基礎教育の到達を困難にしている状況は以下である。

発達障害の自閉症やあるアスペルガー症候群を含む広範囲発達障害では、相手の表情や態度に関心が低い特性がある。学習障害では、「話す」「理

解」はできるが、「読む」「書く」「計算する」が苦手な特徴がある。注意欠陥多動性障害では、次々と関心をもち周囲のペースよりもエネルギーッシュに取り組む特性がある。その他の発達障害では、体の動かし方の不器用さなどの特性をもつ（いずれも文科省ガイドライン参照）。つまり、看護基礎教育を行う上でいずれの特性も、コミュニケーションや対人関係、周囲との協調や連携、安全な技術を志向する教育の方向性と相反する。特に臨地実習では、他者（患者 / 医療スタッフ）とのコミュニケーションや患者の心身の状態を分析し記述すること、患者の個別性を把握し援助すること、長期的な展望を見通した計画を立案すること、看護技術を実践すること、チームカンファレンスで意見を述べること等（李, 2022）があり、障害があることで、臨地実習の遂行に支障が大きく出る。看護職者を育成する上で不可欠な要素を苦手とする学生に対して、配慮を含めた支援が求められているのである。講義や演習ではクリアできていても、臨地実習で発達障害の問題が顕在化することもある（李, 2022）。そのような中で、「適性がない」「早くに別の道に進ませた方が本人のため」と非常に厳しい看護師や教員がいることが指摘されている（北川, 2020）。これはそのような発言者個人の問題ではなく、看護師や教員側が発達障害の理解を深めるに至っていない状況であるといえる。

専門的な職業にはある程度の適性は存在すると考えられるが、障害があることを理由に、学生に将来の方向転換を促すのは、人の尊厳、人権の配慮を欠く行為として、認められない。障害者差別解消法の理念を考えれば、学生が将来の職業選択として看護職者を要望すれば、大学として障害を理由に、進路変更や中断を促すことは、差別につながる考え方であるとの認識を深くする必要はある。しかし、本人の要望を全て叶えることが平等ではない。職業に就くトライアルの機会を保障することが平等の理念を貫くことになると考える。

そのためには、大学や学科で定めたディプロマ・ポリシーを下げること、発達障害者の学修の機会を保障するのではなく、ディプロマ・ポリシーを保持しつつ、到達するための方法論の支援にこだわるのが肝要であると考えている。

### 2) 学生側の問題

次に学生自身の問題を考える。発達障害では、診断を受けていない者も多いため、支援ニーズが見えにくい場合がある。発達障害の特性上、「患者の安全がたもてない」「指示の順守ができない」「患者理解ができない」などが起こりやすく、そのため本人が自ら配慮を申し出ない場合は、配慮する前に問題が起こり、再履修となることが多い

(北川, 2020)。また障害が明確でない場合は「やる気」の問題と捉えられることもある(北川, 2020)。

現在では、障害の早期発見、早期支援を謳っており、できるだけ早くに診断を受けることが望まれている。診断を受けることで、早期からの障害の認知が進み、支援ニーズが明確になりやすい。そして学生自身の人生を、自身が障害を持ちながらどう生きるかを問うことを繰り返しながら、幾多もの選択をしていくことができる。

実際に診断を受ける学生数は増加している(日本学生支援機構, 2022)。そのような中でも、本人も家族も診断を受けることにためらい、拒否するケースもまだまだある。センシティブな内容であるため、受診をどのように促すのかも教員の側でも躊躇する要因となりやすい問題である。

### 3) 就職の問題

就職については、病院等の施設の認知が鍵となる。雇用における差別の撤廃は障害を理由とする障害者差別解消法(2013)に謳われている。そのような中で看護管理者は、発達障害者の雇用について「患者への安全の配慮ができるかどうか」を重要視する傾向にある(安酸, 2020)。病院の役割として当然ともいえる結果であるが、それをクリアしなければ、雇用は難しい。また、病院の管理者は、合理的配慮は必要と考えているものの、方法がわからないという状況であり、病院での受け入れでは、本人への教育の難しさを感じながらも、職場環境の調整や工夫をしながら、研修会で対応策を考え、他機関との連携の必要性を感じている結果でもあった(西田, 2022)。受け入れ側の苦悩と工夫を実感した結果であったが、やはり何らかの解決策を求めながら、そのための連携を必要としている状況が読み取れた。

しかし、就職した後の職場適応ができずに、配置転換などを行うが、離職するケースは少なくない。つまり支援方法と就労継続のための方法が難しい状況にあると推察する。

## III. 学科における取り組み

### 1) 2022年度の取り組み

本看護学科は発達障害の学生の在籍があり、対応で様々な苦悩がある。しかし、発達障害の学生への対応策を検討したことはなく、配慮申請を受け付ける機関はあるものの、専門の支援部署は大学内には未だない状況である。そこで、まずは発達障害に対する学科教員間の理解と共通認識を得ることを目的として、発達障害事例を検討する機会を持った。学生の修学支援を担っている学生委員会が中心になり開催した。そのため開催要領を以下のように定めた。

#### 学生委員会\_学修支援対策勉強会開催要領

1. 日程  
開催時期：2022年8月24日(水) 10:30~12:00
2. 目的
  - 1) 教員が支援する学生について正しい認識を得る。
  - 2) 発達障害等の学習支援や就学支援の教員としての姿勢の在り方を考える。
  - 3) 発達障害等の支援レパトリーを考えることができる。
3. 方法：事例をもとにグループディスカッション  
事例は発達障害と思われるが診断のついていない学生とした。まじめであるが、集団行動がとれない、技術面ではなかなかできない、紙面に書かれていることは読み取れるが、目の前で起こっていることは説明できない状況で、実習では多くの指導を要した事例。
4. 勉強会の前提(約束事項)
  - ・事例提供者の尊厳の保持に留意する。
  - ・秘密保持義として、ここで知りえた情報の口外はしない。
  - ・心理的安全性の確保をする。多様な考え方、価値観を有していることを前提として、相互の個人的な批判はしない。

### 2) 開催方法

事前に発達障害を理解するための論文を配布し、読了してから参加することを求めた。そして勉強会では、事例紹介を行った後、ディスカッションテーマをいくつか提示し、6つのグループに分かれ、グループ内でテーマを選び、事例をもとに自由に教員の考えや経験を話し合った。グループでの意見を相互に発表した後に、スーパーバイズを心理学科で発達障害に詳しい教員が行った。

### 3) ディスカッション内容

概ねテーマは①早期からのサポートの必要性、②臨地実習における指導(関わり方)に絞られた。事例から発展し、これまでかかわった発達障害と思われる学生対応の経験にも発展したディスカッションとなった。以下は話し合われた内容の集約を示す。

①早期からのサポートの必要性：演習(特に看護技術)や実習などで早期発見できることもある。しかし、なかなか発達障害かどうかの確証がもてないことや、医学診断がついていない場合などは、今後の支援方法に戸惑う意見があった。学生の意欲低下を発見した際に、発達障害があり、コミュニケーションや課題の理解、アウトプットが上手くできないためなのか、それとも学習についていけなくなり、やれないのかが判断しにくい。また、学生本人は看護技術や実習でのつまづきを気がついているのかが、判然としないことがある。そして、ほとんど保護者より事前に相談されること

がないため、教員の入学後のサポートの負担が大きくなっている。入学後に学修の困難さ発見して、医学診断がない中で、サポートを始めることが多々あり、アドバイザーが一人だけで抱える負担や知識不足もあり、多方面からの視点や評価を要望していた。そしてできるだけ早期に医学診断や専門家の介入を受けてほしいと思うが、保護者理解が得にくい場合があり、診断に至らないことを悩みとしていた。

②臨地実習における指導（関わり方）：教員は臨床実習における現場は、患者の命を守る場であると認識しているため、患者の安全を優先的に考え、それを脅かさない行動を学生に求めていることが話し合われていた。事前に発達障害とわかっている場合は、臨床と連携して取り組むことで、予測した対応が可能となるが、多くは不明であるため教員は様々な予測や配慮をしながら、関わっていた。

また、発達障害では、同じグループ内の学生とのコミュニケーションが十分とれないことが多くある。また指導に時間を要するため、他の学生からは不公平であると、不満が出ることもある。学生間の関係調整にも教員の介入が必要となる。事前に学生に配慮の協力を要請することで上手くいった経験などが交流された。また教員間で学生情報を共有する場合は、本人の同意が必要となるが、学生と実習を振り返る中で、継続的な課題と認識してもらい、情報共有できるようにするなどが必要であると意見が集約された。

各グループ発表後の心理学科教員のスーパーバイズでは、以下の3点に言及された。

①情報共有：学生の尊厳を守るためにも、本人の了承を得ることが望ましい。また学科内で共有する方が学生のメリットになるのか、教員の中できるとどめるのかの個々の判断が大事になる。そして学生情報を共有する場合は、学科内での個人情報保護するための合意形成が不可欠となる。

②学生と保護者の障害受容：自己の障害を受け入れるためにも医学診断は早期から必要となる。医学診断を望まない保護者も多いが、学生の自己認知を深めるためにも特別配慮申請を受けるプロセスが必要であり、そのために配慮を利用することのメリットを伝えていく必要がある。診断を受けることは差別や特別扱いではなく、学生を守るための適切なサポートになり、将来を考えるためにも必要であると、保護者に伝える役割が教員にはあると考える。

③連携を進めることの重要性：教員間の連携、教員と保護者との連携、そして可能であれば高大連携を進めていくことが、学生を支援するために重要となる。医療との連携や、将来の就職先の連携など、発展させていくことも視野に入れておく

必要がある。

#### IV. 考察

これまでの文献での課題の整理と学科内での勉強会の取り組みのディスカッションから、いくつかの課題を抽出した。

##### 1. 教員の認識と支援体制

我々が発達障害学生に対して教育的支援を行うことは、これまで掲げてきた臨床で働き適応できる看護職者として成長できるような目的を持つことを否定しない。重要なのは、ディプロマ・ポリシーを明確にしながらも、そこに到達する方法は多様であっていい、必要であれば時間もかけることも考え、学生がスモールステップを歩めるような支援を考えることである。

アメリカ CDC では（アメリカ疾病予防管理センター、2019）、発達障害学生は6人に1人、日本の文部科学省の調べによると12人に1人と（文部科学省、2022）、想定以上に多いというのが現状である。発達障害学生が在籍していることはすでに珍しくなくなった状況からも、より多くの教員が発達障害について「知っている」状況にあることが望ましい。そして、発達障害は決して珍しくない障害であり、必要な配慮を受けられれば、その特徴を生かした生き方もできるとの理解（栗田、2020）が、教員という支援者に浸透しなければならない。

今回の委員会主催の事例検討会は「知っている」状況を広げることに貢献したと言える。また平等性や公平性の感性も重要となる。ディスカッションすることで、自身の感性に気づく機会にもなったと考える。

支援体制では、本学科ではこれまで学生を担当するアドバイザーを中心に、学生の対応を行ってきた。学年ごとにアドバイザー教員が組織を作り、教員間の報告や相談を行っている。しかし全般的に学生を担当した個人の教員の肩にかかることが多く、疲弊する状況なども、今回のディスカッションで明らかになった。山本ら（2015）も発達障害学生の支援は担任に任される傾向を指摘しており、個人で対応できることの限界があると考ええる。そのために、まずは学科内での教員の連携の強化は必須であろう。アドバイザー体制の強化および情報を共有する機会を増やす工夫等が、今後望まれる。

2016年段階で、国公立大学は特別支援をするためのセンター等の相談やサポート窓口を設置している。学科内努力だけでなく、大学にも実機能を備えた設置が必要である。そうすることで教員の相談リソースとしての位置づけや各学科教員の後方支援体制の整備のみならず、支援データ蓄積へと発展し、対応の質とエビデンスを整えるこ

とができると考える。

## 2. 臨地実習における患者の安全性の担保

発達障害を有することは本人の多様性でもあるが、看護学の学修を進めるうえでの障壁となりやすい。特に臨地実習での患者への安全を担保することが最大の課題となる。安全を担保するための技術や方法としての対象理解やコミュニケーション、臨床指導者への報告・連絡・相談、看護技術などが不安材料となる。

事前に学生の配慮内容が明確になっていれば、実習前の臨床指導者と受け入れ体制を構築することは可能になる。鹿児島大学の実践報告では(2022)、実習支援者(専任教員以外)を配置し、臨床指導者の負担を増やさずに、学生の配慮ができる取り組みが報告されていた。国立大学であるため、配慮の義務化を受けて体制を強化できていたと思われるが、2024年度からは私立大学でも義務化されるため、準備しておく必要がある。私立大学では、経費の考え方はシビアであり、人員配置には事前に予算化などの手はずが必要となる。

障害児であれば、障害児保育加算として障害児を受け入れる特定地域型保育事業所(居宅訪問型保育を行う事業所を除く)において、障害児2人につき、保育士1人を配置するために必要な経費を国や都道府県、市町村が分割して負担する。一般に加配制度として知られている。加配制度は保育所が独自に実施しているケースが全体の2割、保護者の申請により実施されるケースが全体の4割みられる(みずほ情報総研, 2017)。このような制度の考え方が、大学教育で、特に医療の安全を保障する場で実習を補助する役割の者を加配することなどを、国の施策として検討を期待したい。

ただ、人員配置だけが配慮内容ではないため、多様な配慮に対応できるように配慮を要する学生の情報を集約しておくことも肝要である。

ディスカッションで出されていた、学生への特別配慮を実施する際に、他の学生の理解を得る必要がある。そのためにも、医学診断と配慮申請の手続きが不可欠である。現在の学生は2007年から始まった特別支援教育が学校保健法に位置付けられており、障害理解の素地はできている。丁寧に特別配慮を説明することで、周囲の学生理解も進むと考える。

## 3. 看護基礎教育に含むべき学生の自律スキルとソーシャルスキル

ディスカッションでは、支援をすべきか悩む声が集約されていた。発達障害がある場合、適切に人に相談できない、コミュニケーションを避けるなどの傾向があるため、自身が学修状況的にも精神状況的にも助けを求めることができない。しか

し、学生には必要な支援を受けられるように、自身から助けを求める必要があると考える。それはこれから生き抜く力としても不可欠なスキルであると言えるからである。本田(2017)や安酸(2020)の調査からも、SOSが出せるように教育する必要性が示されている。それを自律やソーシャルスキルとして教育することが重要なのである。

大学では初年次科目として大学生基礎力の育成に取り組んでおり、そのような中でも取り扱っている内容である。しかしその科目内で教授すれば済むことではなく、発達障害学生が身に付けて行動するレベルを求めるのであれば、授業以外の学生との関わりも含めて、継続的に指導することが重要だと考える。あるいは学生の相談に乗った際などに、スキルが獲得できるように関わればよいだろう。

大学外では、子ども向けの発達障害者用の支援施設や団体は多くあり、大人の発達障害者の就業移行支援などもある。今ある多様な資源を用いて、スキル獲得を検討することも必要かと考える。

## 4. 就職支援への配慮と課題

就労については、なかなか採用に至らないケースや、就労したものの継続困難になり離職する状況などを目の当たりにしてきた。実習などで関連の深い施設からはフィードバックを受けることがある。

施設との情報交換は、学生の個人情報でもあるため、慎重におこなうことが求められる。就職が決定していない状況での施設への情報提供では、採否に影響する。就職決定後にも慎重にしなければ試用期間を設けている場合は、不採用に転じることもある。このように情報提供のタイミングは慎重に行う必要がある。そのうえで学生の不利益が生じないように、施設と大学が連携することにはメリットがあると考えられる。

両者の連携によって、施設への障害状況、有効な教育や介入方法など、共有できる情報はある。また施設としても大学からの情報共有を期待している結果もある(西田, 2022)。

そして、大学での就職支援でも自己分析を行いマッチングの相談に乗るなど、自身の特性に合わせた適応しやすい職場を選択するなどの就職サポートを進めることも必要である。そうするとサポートする側が、新人は急性期系の病院や大病院に就職すべきとする固定観念を捨て去る必要がある。もしかすると病院以外の企業なども視野に入れることも可能ではないだろうか。

また受け入れ側も、新人は病棟配置をするという考え方も、再考が必要なかもしれない。あるいは看護職としてライセンスを活用した新たな役割を生み出すことも視野に入れて、検討できれば

尚よいと考える。

## V. おわりに

これまでの考察をまとめると、①学生の学びの平等性を保つために義務化されることを受けて教員の発達障害への認識を高めていくことと組織的な支援体制を組むこと、②臨地実習における患者の安全性の担保は必須であるため人員配置など様々な工夫をする必要があること、③看護教育として学生の自律スキルとソーシャルスキルを育てる手立てを考案すること、④就職支援への配慮や就職先施設との連携行うことが、今後の支援の方向性であると考えた。

看護教育と発達障害学生を受け入れ支援することは、看護教育の目指す人材育成像と離反するように一見映る。しかし、看護職を目指す自由と、機会の平等性を保証することは、2024年に改定される障害者差別解消法により私たちの義務となってきた。そのため、より柔軟な発想で様々な連携施設とこれからを切り開く議論ができることを期待している。

本田は(2017)、発達障害であるかどうかではなく、発達障害の要因がどの程度かで、その人の精神的状況および生活の質に影響を及ぼしている視点を持つことも大事であるとしている。誰しもが安寧と幸福を追求する権利を有している。看護職者としての育成と同時に、学生が人として幸福を追求することを私たちも保障する立場にあると認識し、研鑽を積むことを続けていきたい。

## 参考引用文献

- アメリカ疾病予防管理センター2019  
Facts About Developmental Disabilities  
<https://www.cdc.gov/ncbddd/developmental-disabilities/facts.html> (2023年9月3日閲覧)
- 独立行政法人日本学生支援機構(2022). 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書. 令和5年8月版.  
[https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei-shogai-syugaku/\\_icsFiles/afieldfile/2023/08/29/2023\\_press\\_1.pdf](https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei-shogai-syugaku/_icsFiles/afieldfile/2023/08/29/2023_press_1.pdf) (2023年9月11日閲覧)
- 外務省障害者の権利に関する条約締約国一覧  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr\\_ha/page22\\_002110.html#section6](https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_002110.html#section6) (2023年8月15日閲覧)
- 本田秀夫(2017): 大人になった発達障害, 認知神経科学, 19(1), 33-39.
- 北川明(2020): 看護学生に対する特性への対応-臨地実習における合理的配慮を中心に-, 独立行政法人日本学生支援機構令和2年度 障害学生支援専門テーマ別セミナー  
厚生労働省生活習慣病予防のための健康情報サ

イト e-ヘルスネット

- <https://www.ehealthnet.mhlw.go.jp/information/dictionary/heart/yk-049.html> (2023年8月15日閲覧)
- 発達障害者支援法(平成28年一部改正)2016.  
[https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/shienhou\\_2.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/shienhou_2.pdf) (2023年8月15日閲覧)
- 栗田明子(2020). 発達障害に対する職場における合理的配慮についての一考察-就労移行支援事業所での実践を通して, 帝京短期大学紀要, 21, 101-106.
- みずほ情報総研(2017). 障害児保育に関する研究報告書, 平成29年3月, 1-93.  
[https://www.mizuho-rt.co.jp/case/research/kosodate2017\\_03.pdf](https://www.mizuho-rt.co.jp/case/research/kosodate2017_03.pdf) (2023年9月12日閲覧)
- 文部科学省(2022). 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1328729.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1328729.htm) (2023年9月3日閲覧)
- 内閣府リーフレット障害者差別解消法が変わります  
[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/gouriteki\\_hairyo2/print.pdf](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/gouriteki_hairyo2/print.pdf) (2023年8月15日閲覧)
- 内閣府平成28年度障害者差別解消法広報ポスター  
[www8.cao.go.jp/shougai/suishin/txt/sabekai/poster.txt/](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/txt/sabekai/poster.txt/) (2023年8月15日閲覧)
- 西田千夏, 合田友美(2022). 発達障害特性が感じられる看護師への合理的配慮を含めた現任教育の現状と課題-看護管理者の認識による実態調査から日本看護研究学会雑誌, 45(4), 771-781.
- 障害者差別解消法 医療関係事業者向けガイドライン(2016)  
[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaiyou/shougai-shahukushi-sabetsu-kaiho/dl/iryou\\_guideline.pdf](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaiyou/shougai-shahukushi-sabetsu-kaiho/dl/iryou_guideline.pdf) (2023年8月15日閲覧)
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律  
<https://elaws.e-gov.go.jp/> (2023年8月20日閲覧)
- 李慧瑛, 中尾優子(2022): 発達障害学生に合理的配慮を提供する実習体制の構築-3・4学年次生の臨地実習における支援, 鹿児島大学医学部保健学科紀要, 32(1): 63-71.
- 安酸史子ほか(2020): 文部科学省 科学研究補助金 基盤研究B「発達障害傾向のある看護学生への現任教育まで含めた適応支援ガイドラインの作成」報告書.  
<https://kaken.nii.ac.jp/ja/file/KAKENHI-PROJECT-16H05573/16H05573seika.pdf> (2023年8月28日閲覧)
- 山本知子, 徳本弘子. 発達障害のある看護学生の臨地実習における支援に関する文献研究. 日看会論集: 看教育 2015: 162-165.

謝辞

本研究は 2022 年度看護学科で開催した勉強会  
にご参加いただいた方のご協力のもとに完成し  
ています。ご参加とご協力を深く感謝いたします。